

意見書

12月15日に提出しました。

●医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書

介護事業所や障害福祉事業所では、人材の確保・定着が難しく、運営に支障をきたす事態が深刻になっている。また募集しても応募がなく、公的に定められた人員配置基準は何とか満たしたとしても、現場で必要としている職員数に満たない欠員状態が続く事業所が多いのが現状である。

厚生労働省の賃金構造基本統計調査（令和4年6月）でも、福祉施設等の介護職員の超過勤務手当などを含む平均賃金は月額25万7,500円で、全産業平均の34万100円と比べて、8万円を超える格差がある。

今日、最低賃金の引上げや大手企業を中心にベースアップ（基本給の引上げ）などによって賃上げが進む中で、介護職員などへの対策は打たれておらず、賃金格差がさらに拡大している。

また、8月に出された人事院勧告は民間企業の賃上げを受けてプラス改定となり、私立保育園等の公定価格や児童養護施設の措置などは4月に遡って増額される一方で、介護報酬や障害福祉サービス等報酬には反映されない状況である。

介護や障害福祉を支える職員は、専門職として位置づけられているにもかかわらず低賃金、人手不足による過酷な労働を強いられることが続ければ職員の離職に歯止めがかかるない状態に陥り、施設の運営も困難となり、必要な福祉サービスの提供ができなくなるおそれがある。

よって、本区議会は、国に対して以下のとおり、介護職員等の賃金水準を確保するための制度改革と同時に、職員の人権を尊重し生活を保障する取組を迅速に推進することを強く求める。

記

- 1 医療・介護・障害福祉分野の賃上げについて、経済対策での処遇改善支援事業を早期に実行すること。その上で、令和6年度の同時改定においては物価高騰・賃金上昇等を踏まえ処遇改善等を行うこと。
 - 2 新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材確保のため、手当の支給など、地域医療介護総合確保基金における、新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の活用を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年12月15日

▷ 宛先・・ 財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣

声

明

11月22日に、区長と議長が連名で「北朝鮮の弾道ミサイル技術を使用した発射に断固抗議する声明」を発表しました。全文は[こちら](#)→



11月一般会計補正予算 補正予算額 59億2354万円

- | | | |
|--|--------|---|
| ●区長・副区長の給料減額等 | △298万円 | ●住民税非課税世帯等への給付金(1世帯当たり7万円)
58億7250万円 |
| ●期末・勤勉手当に係る源泉所得税の納付遅延に伴う
不納付加算税及び延滞税の納付 | 3712万円 | ●児童・生徒への性暴力等防止
187万円 |
| ●国民健康保険における産前産後保険料の免除(法改正対応) | 1503万円 | |

特別委員会の行政視察

練馬区議会では、今後の行政施策の参考とするため、各都市へ視察を行いました。

委員会名	視察日	視察先	視察目的
総合・災害対策等特別委員会	11月8日～9日	滋賀県	滋賀ダイハツアリーナについて
		大阪府堺市	堺市総合防災センターについて
医療・高齢者等特別委員会	11月13日～14日	愛知県碧南市	認知症伴走型支援事業について
		愛知県北名古屋市	健康づくりリーダーの活用について
みどり・環境等特別委員会	11月13日～14日	熊本県	災害廃棄物の処理について
		熊本県熊本市	緑の総合的・戦略的な取組について
交通対策等特別委員会	11月13日～14日	まちづくり㈱ ZENコネクト (福井県永平寺町)	自動運転移動サービスについて
		富山県	富山駅付近連続立体交差事業について

会議の開催状況

11月30日	(木)	議会運営委員会 本会議
		(所信表明、議案上程等) 予算特別委員会
12月1日	(金)	・4日(月)・5日(火) 本会議(一般質問)
6日	(水)	常任委員会(5委員会)
7日	(木)	特別委員会(4委員会) 企画総務委員会
		議会運営委員会
8日	(金)	本会議(先議) 医療・高齢者等特別委員会
11日	(月)	予算特別委員会 常任委員会(5委員会)
12日	(火)	常任委員会(5委員会) 特別委員会(4委員会)
15日	(金)	議会運営委員会 本会議(議決)

定例会の開催予定

次回の定例会は、2月8日(木)から開催する予定です。

本会議、各委員会の開催日時や傍聴等については、お問い合わせください。詳細な日程は、開催の1週間前を目途にホームページに掲載します。手話通訳をご希望の方は、事前にお申出ください。

政治家は贈らない 有権者は求めない

- 政治家からの寄附は禁止
政治家が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは、時期や理由を問わず法律で禁止されています。※ただし、行事等の開催通知に会費の金額が明記されている場合は除きます。
 - 政治家に対する寄附の要求も禁止
有権者が政治家に対して寄附を出すよう勧誘・要求することも禁止されています。※ただし、行事等の会費を求める場合は除きます。
 - 時候のあいさつ状を出すことは禁止
政治家が時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

広報・図書委員会
委員長 福沢
委員長職務代理
委員 西野こういち
有馬 しもだ
白石 けい子
豊 玲